

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

## 旭川国民年金 事案637

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和44年3月、大学の卒業と同時に実家に戻り、父親が経営する店に勤務した。

当時、父親が経営する店は厚生年金保険の適用事業所であったが、私は厚生年金保険に加入することができなかつたため、昭和47年に母親が私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、母親が加入手続を行った際に、国民年金の被保険者資格を取得した昭和45年4月分から2年分を遡って納付したと聞いていたので、納付済みである。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である上、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間に保険料の未納が無い。

また、申立人は、昭和47年に、申立人と同居していた申立人の母親が、A町において申立人の国民年金への加入手続を行ったとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、同年5月20日付けでA町において払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付について、申立人の母親が納付していたとしていたところ、A町の国民年金被保険者名簿兼検認カード（以下「被保険者名簿」という。）から、申立人、母親及び申立人と同居していた申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続が行われたとみられる昭和47年4月から、父親が国民年金の被保険者資格を喪失する50年10

月までの期間について、保険料を現年度納付している上、49年7月から同年9月までの期間を除き、同日に納付していることが確認でき、申立人の主張と一致する。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和47年に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行った際に、遡って納付したとしているところ、被保険者名簿によると、申立人の申立期間直後の46年4月から47年3月までの期間の保険料は、同年4月22日付けで遡って一括納付されていることが確認できる。

その上、申立人の母親は、昭和36年4月に国民年金に加入し、また、申立人の父親は38年6月に国民年金に加入しているところ、母親の36年7月から37年12月までの期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、いずれも申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、母親及び父親の申立期間当時の納付意識は高かったと認められ、加入手続を行った時点で納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は21万4,000円、同年12月26日は35万9,000円、16年6月30日は19万2,000円、同年12月27日は35万9,000円、17年6月30日は19万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 6月30日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年 6月30日  
④ 平成16年12月27日  
⑤ 平成17年 6月30日

A株式会社に勤務していた当時、賞与が支給されていたのに、国（厚生労働省）の記録では標準賞与額の記録が無い期間がある。

当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社においては、申立期間当時、申立期間に係る標準賞与額の届出が確認できないが、複数の同僚が、A株式会社では申立期間①から⑤までにおいて、賞与を支給し、同賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

また、上記同僚のうち一人は、申立期間①から⑤までに係る賞与明細書を所持している上、同明細書から、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において、6月は約20万円、12月は約30万

円の賞与の支払いを受けていたと主張しているところ、B市から提出のあった市民税・都道府県民税所得課税証明書（以下「課税証明書」という。）によると、同課税証明書に記載されている申立人の給与支払金額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される給与支払額に、その主張する賞与額を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、同課税証明書に記載されている申立人の社会保険料控除額は、平成15年、16年及び17年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される社会保険料に、その主張する賞与額に相当する社会保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人に係る課税証明書から推計される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は21万4,000円、申立期間②は35万9,000円、申立期間③は19万2,000円、申立期間④は35万9,000円、申立期間⑤は19万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成24年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから回答を得ることができないが、申立期間において申立人と同様に同社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月30日は22万5,000円、同年12月26日は37万8,000円、16年6月30日は20万1,000円、同年12月27日は37万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年 6月30日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年 6月30日  
④ 平成16年12月27日  
⑤ 平成18年12月28日

A株式会社に勤務していた当時、賞与が支給されていたのに、国（厚生労働省）の記録では標準賞与額の記録が無い期間及び賞与の支給金額が違っている期間がある。

申立期間①から④までについては、それぞれ24万2,000円、37万8,000円、24万2,000円及び37万8,000円の賞与が支給されていたと記憶しているが記録が無い。

申立期間⑤については、標準賞与額は36万3,000円と記録されているが、実際の支給額は37万8,000円であったと記憶している。

全ての申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社においては、申立期間当時、申立期間に係る標準賞与額の届出が確認できないが、複数の同僚が、A株式会社では申立期間①から④までにおいて、賞与を支給し、同賞与から厚生年金保険料を控

除していたと供述している。

また、上記同僚のうち一人は、申立期間①から④までに係る賞与明細書を所持している上、同明細書から、当該同僚は、賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、B市から提出のあった市民税・都道府県民税所得課税証明書（以下「課税証明書」という。）によると、同課税証明書に記載されている申立人の給与支払金額は、平成15年及び16年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される給与支払額に、その主張する賞与額を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、同課税証明書に記載されている申立人の社会保険料控除額は、平成15年及び16年において、オンライン記録にある申立人の標準報酬月額から推計される社会保険料に、その主張する賞与額に相当する社会保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおいて、A株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額については、申立人に係る課税証明書から推計される厚生年金保険料控除額から、申立期間①は22万5,000円、申立期間②は37万8,000円、申立期間③は20万1,000円、申立期間④は37万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は平成24年1月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主と連絡が取れないことから回答を得ることができないが、申立期間において申立人と同様に同社から賞与を受けたとする複数の同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑤について、B市から提出のあった申立人に係る平成18年度及び19年度の課税証明書、並びに申立人が所持している20年度市民税・都道府県民税課税通知書により、申立人が申立期間⑤において、事業主からその主張する賞与額37万8,000円の支払を受けたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社は、前述のとおり厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は、連絡が取れないことから、申立人の申立期間⑤における賞与に係る厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができない。

また、A株式会社の同僚一人が所持している申立期間⑤における賞与明細書によると、当該同僚は、当初のオンライン記録にある標準賞与額よりも高額の

賞与の支払いを受けていたことが確認できるものの、賞与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録にある標準賞与額から算出された保険料よりも低額であることが確認できる。

さらに、B市から提出のあった課税証明書によると、申立人の平成18年における社会保険料控除額は、オンライン記録にある標準報酬月額及び標準賞与額を基に算出した社会保険料よりも低額となっていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を109万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 31 日

申立期間に賞与が支給されていたが、会社が届出を失念していた。平成23年12月28日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことだった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった平成21年3月分支給控除一覧表（写）から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A株

式会社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、社会保険関係の届出についてはB協会及び会計事務所に一任し、B協会の指示に基づき経理担当者が届出を行っており、申立期間においてはB協会等の指示がなかったため失念していたと回答している。

また、オンライン記録から、申立期間の前後の賞与支払届は社会保険事務所に届け出されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主が申立期間において故意に賞与支払届の提出を行わなかったとは考え難く、申立人は同社の代表取締役であったが、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成21年3月分支給控除一覧表（写）において確認できる賞与額から、109万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 3 月 31 日

申立期間に賞与が支給されていたが、会社が届出を失念していた。平成23年12月28日に賞与支払届を年金事務所に提出したが、当該届出に基づく標準賞与額は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことだった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間（標準賞与額）として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった平成21年3月分支給控除一覧表（写）から、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A株

式会社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A株式会社では、社会保険関係の届出についてはB協会及び会計事務所に一任し、B協会の指示に基づき経理担当者が届出を行っており、申立期間においてはB協会等の指示がなかったため失念していたと回答している。

また、オンライン記録から、申立期間の前後の賞与支払届は社会保険事務所に届け出されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、取締役である申立人が賞与支払届の提出に関与していたとは考え難く、特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、平成21年3月分支給控除一覧表（写）において確認できる賞与額から、57万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 旭川国民年金 事案638

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの期間及び47年4月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から46年3月まで  
② 昭和47年4月から50年9月まで

私は、18歳の頃から婚姻するまでの間、飲食店に勤務しており、その飲食店経営者から、私が20歳になった頃に経営者が私の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていた。

飲食店経営者は既に亡くなっており、申立期間当時に書類は交わしていないが、申立期間が未納及び未加入期間となっていることに納得がいかないため、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、20歳になった頃、申立人が当時勤務していた飲食店の経営者（以下「経営者」という。）が、申立人の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、関与していたとする経営者は既に亡くなっていることから、当時の加入状況、納付状況等を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の国民年金の任意加入被保険者及び強制加入被保険者の国民年金被保険者資格取得日から、昭和47年6月頃であると推認でき、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間①のうち、45年1月から同年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も無い。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は、飲食店の同僚の氏名を記憶しておらず、経営者が申立人の国民年金保険料を納付していたこと、申立人と同様に経営者に保険料を納付してもらっていた従業員がいたことを裏付ける証言は得られなかった。

加えて、経営者が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 16 日から 47 年 5 月 2 日まで  
② 昭和 47 年 7 月 26 日から 同年 9 月 5 日まで  
③ 昭和 48 年 3 月 9 日から 同年 10 月 8 日まで  
④ 昭和 49 年 7 月 20 日から 同年 9 月 10 日まで

A合資会社には、昭和 45 年 5 月の連休明けから勤務し加工業務を担当したが、3 か月は試用期間だったと思うので正社員になったのは同年 9 月からであった。一年中仕事のある工場で、長女を出産した前後 2、3 か月は休んだが、長く休んだのはこの時だけである。

厚生年金保険料の控除を確認できる資料等はないが、継続して勤務していたので、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のA合資会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和 45 年 9 月 7 日取得から 46 年 2 月 16 日喪失まで及び 47 年 5 月 2 日取得から同年 7 月 26 日喪失までとなっているが、申立人は、申立期間①においても当該事業所に継続して勤務していたと主張しているところ、申立期間①に加入記録のある複数の同僚の回答から、申立人が申立期間①当時、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は事情があつて昭和 46 年 2 月に一度退職したと述べていることから、申立期間①の全ての期間に勤務していたわけではないところ、前述の同僚等の回答からは、申立人の勤務期間を特定することができない上、申立人のA合資会社での申立期間①に係る雇用保険の加入記録は、昭和 45 年

9月30日取得から同年12月16日離職までとなっており、申立期間①に係る加入記録は確認できない。

申立期間③について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人のA合資会社における厚生年金保険の加入記録は、昭和47年9月5日取得から48年3月9日喪失まで及び同年10月8日取得から49年7月20日喪失までとなっているが、申立人は申立期間③においても当該事業所に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、同僚等からは、申立人が申立期間③において勤務していたことをうかがわせる証言等も無い上、当該申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②及び④について、申立人はA合資会社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、同僚等からは、申立人が両申立期間において勤務していたことをうかがわせる証言等は無いものの、申立期間④に係る雇用保険の加入記録(昭和49年1月18日取得から50年6月26日離職まで)から、申立人が、申立期間④においては当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が名前を記憶していた同僚は、「7月、8月は工場は休みであった。」と回答しており、当時の社会保険事務の担当者は、「女工さんは夏の間は切っていた。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者数を確認したところ、申立期間②に係る被保険者数は、昭和47年6月は78人、同年7月は49人、同年8月は48人、同年9月は76人であり、申立期間④に係る被保険者数は、49年6月は104人、同年7月及び8月は70人、同年9月は91人となっており、当該担当者の証言のとおり、両申立期間において被保険者数が減少していることが確認できる。

また、申立人が同職種として記憶していた3人についても、両申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間は無いことから、当該事業所は、加工業務の者を夏季間に厚生年金保険に加入させない取扱いであったことがうかがえる。

さらに、前述の社会保険事務の担当者は、申立人の全ての申立期間において担当していたとすると、「工場管理及び事務全般を管理し、厚生年金保険及び健康保険の関係も相違なく行っていた。社会保険の監査も毎年のようにあったので、正確に加入、喪失届を処理していた。会社に在籍していない時は給料も出ないので(厚生年金)保険料も控除していない。」と回答している。

またA合資会社は、商業登記簿謄本で平成17年8月に解散していることが確認できることから、申立期間当時の代表取締役は既に亡くなっていることから、申立人の全ての申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。